

2010.5月
235

KAWASAKI

- 源泉所得税の実務 2 4 5 7
- 電子納税の利用について 2 4 5 7
- 活動報告 2 4 5 7
- 行つきました（箱根） 2 4 5 7
- これからのお知らせ 8 9 10 11
- 神奈川県からのお知らせ 8 9 10 11
- 税理士の代理送信による電子申告について 8 9 10 11

川崎港コンテナターミナルは、収容能力の60万トン超の冷蔵倉庫と200万m²超の物流倉庫・配送センターを背後に有する関東でも有数の物流基地に隣接したコンテナターミナルです。

法人会NEWS

川崎南法人会だより

発行所/社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町8-15(パールビル3F)
<http://www.km-hojinkai.or.jp>
Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

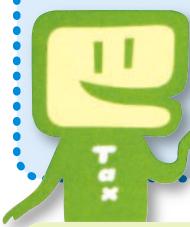
TEL:044-233-4852・8904
FAX:044-245-0023



消費税期限内納付
法人会 一声運動

川崎南法人会だより「法人会NEWS」のバックナンバーは
ホームページでご覧になれます。

川崎港コンテナターミナル



便利なe-Taxで納付してみませんか

～電子納税の利用について～

e-Taxは、自宅やオフィス等から申告・納税ができる便利なサービスです。



電子納税では、金融機関の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができ、次の方法があります。

- ①「ダイレクト納付」による電子納税
- ② インターネットバンキング等による電子納税（登録方式・入力方式）

1

「ダイレクト納付」による電子納税

こんなに便利です

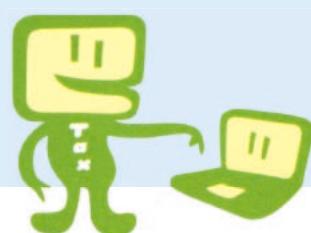
- ① インターネットバンキングの契約が不要。
- ② 即時または期日を指定して納付することが可能。
- ③ 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能。

電子申告等が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象となります。

※e-Taxに納付情報データを登録すれば、上記の税目にかかわらず全税目でダイレクト納付が利用可能となります。
納付情報データの登録方法については、e-Taxホームページでご確認ください。



事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。



- ① ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続が必要となるほか、**ダイレクト納付利用届出書**を書面で提出する必要があります。
- ② ダイレクト納付が利用可能な金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。
- ③ ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、**1か月程度**かかります。
- ④ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

※ 納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

2

インターネットバンキング等による電子納税

【登録方式】

ペイジーに対応した金融機関のインターネットバンキングやATM等を利用して国税の納付ができます。ご利用に当たっては、事前に金融機関とインターネットバンキング等に関する契約を行う必要があります（ATMご利用の場合は不要です。）。納付方法は、**登録方式**と**入力方式**の二つの方法があります。



税目、課税期間、納付税額等の納付情報データをインターネットを通じてe-Taxに事前に登録し、登録した内容に対する「納付区分番号」を取得して、それを用いて納付する方法です。登録方式では、パソコンを使ってe-Taxに納付情報データの事前登録を行うことで、全税目について、利用することができます。

【入力方式】

事前に納付情報データの登録を行わず、利用者自身で納付情報に相当する番号（納付目的コード）を作成し、それを用いて納付する方法です。入力方式では、e-Taxへの納付情報データの事前登録を行う必要はありませんが、「申告所得税」、「法人税」、「消費税及び地方消費税」の3税目の納税に限定されます。

電子納税の利用手続きのご案内

e-Tax開始届出書を税務署に提出

e-Taxソフトのインストール・初期登録

ダイレクト納付利用届出書を提出※1

「ダイレクト納付登録完了通知」が
メッセージボックスへ格納※2

ダイレクト納付による
電子納税を利用できます

金融機関とインターネットバンキング契約

インターネットバンキング
等による電子納税を
利用できます



※1 ダイレクト納付利用届出書を作成し、住所地等を所轄する税務署へ書面で提出してください。

※①ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページから入手できます。
②利用可能金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。

※2 税務署と金融機関で登録手続が完了すると、「ダイレクト納付登録完了通知」がメッセージボックスへ格納され、ダイレクト納付の利用が可能となります。

※ 利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxの利用時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時（祝日等を除きます。）までとなります。

なお、利用時間については、メンテナンス作業等により変更する場合もありますので、事前にe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご確認ください。



詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp



源泉所得税の実務

国税庁ホームページにアクセス!!

Q1 紙と所得となるもの!!

使用者や役員に支払う給与や賞与、手当の他に専従者給与も給与所得となります。この他、会社等が役員や使用人に与える一定の経済的な利益も給与所得となります。したがって、これらについても源泉徴収を行う必要があります。このコードでは、給与所得となる手当や経済的な利益のあらましについて説明します。まず役員や使用人に支給する手当についてです。

役員や使用人に支給する手当は原則として給与所得となります。一定の手当は非課税となります。非課税となる手当の主なものは

- ①通勤手当のうち、一定金額以下のもの
- ②転勤・出張等の為の旅費のうち、通常必要と認められる部分
- ③宿直・日直手当のうち一定金額以下のもの

次に、役員や使用人に与える経済的な利益について説明します。役員や使用人に与える経済的な利益は原則として給与所得となります。ここでいう経済的な利益とは、役員や使用人に品物や権利等を無償又は低い金額で提供した場合に与える利益をいいます。この場合には会社等が通常受け取るべき代金等の額と役員や使用人から実際に受け取った金額との差額が経済的な利益となります。具体的には次のような場合があります。

- ①商品等を無償又は低い価額で渡した時
- ②土地・建物等を無償又は低い使用料で貸した時
- ③お金を無利息又は低い利息で貸した時
- ④貸付金等の返済全部又は一部を免除した時
- ⑤個人的な費用全部又は一部を負担した時

これらの経済的な利益は一般に現物給与と呼ばれています。なお、手当や現物給与のうち一定のものは給与所得として課税されないという特例があります。

Q2 源泉所得税の納付期限と納期の特例!!

源泉徴収した所得税は原則として給与等

を実際に支払った月の翌月10日までに国へ納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は源泉徴収した所得税を半年分まとめて納めることができる特例があります。これを納期の特例といいます。この特例の対象となるのは給与や退職金から源泉徴収した所得税と税理士報酬等から源泉徴収した所得税に限られています。この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日がそれぞれ納付期限になります。この特例を受ける為には「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。この申請書の提出先は給与等の支払を行う事務所等の所在地を所轄する税務署長です。税務署長から納期の特例申請の却下の通知がない場合には、この申請書を提出した月の月末日に承認があったものとみなされます。この場合には承認を受けた月に源泉徴収する所得税から納期の特例対象になります。さらに、納期の特例を受けている者は届出によって翌年1月10日の納付期限を1月20日に延長する特例を受けることができます。この特例を受けるには、その年の12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出し、次の要件を満たす必要があります。

- ①その年の12月31において、源泉所得税の滞納がないこと
- ②その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納めること

なお、これらの納付期限が日曜、祝日等の休日に当たる場合は翌日、土曜に当たる場合は翌々日がそれぞれ納付期限となります。

Q3 パートやアルバイトの源泉徴収!!

パートやアルバイトに給与を支払う際に源泉徴収する税額は、一般的の社員と同様に「給与所得の源泉徴収税額表」の「月額表」又は「日額表」の「甲欄」若しくは「乙欄」を使って求めます。

ただし、給与を勤務した日又は時間により計算していることの他、次のいずれかの要件に当てはまる場合「日額表」の「丙欄」を使い所得税額を求めます。

- ①雇用契約期間があらかじめ定められている場合、
2ヶ月以内であること
- ②日々雇い入れている場合、継続して2ヶ月を超えて支払をしないこと

したがって、パートやアルバイトに対して日給や時間給で支払う給与はあらかじめ雇用契約期間

が2ヶ月以内と決められていれば「日額表」の「丙欄」を使うことになります。なお、最初の契約期間が2ヶ月以内の場合でも雇用契約期間の延長や再雇用の為2ヶ月を超えることがあります。この場合には契約期間が2ヶ月を超えることとなった日から「日額表」の「丙欄」を使うことができません。したがって給与を支払う期間に応じ定められている税額表（「月額表」又は「日額表」）の「甲欄」又は「乙欄」を使って源泉徴収する税額を求めることがあります。

活動報告

女性部会

第1回わくわく租税教室（3月10日(水)）

女性部会副部会長 佐久間喜久子



市立向小学校において女性部会と税務署職員による小学生向け租税教室が開かれました。開催は2度目ですが、私は初参加でした。

税金に年齢制限はありません。消費税という形で広い意味0歳からでも払っている訳です。ですから小さいうちから税金とは何か？という事を知っておくのは大切だと思います。今では多くの小学校にわくわくプラザはあると思います。主に低学年を放課後に預かってくれる所です。私達が行くと、皆机に向かい勉強をしていました。「ここにちは」と元気よくあいさつをしてくれます。2階が会場です。早速、机を並べ準備をします。私達は紙芝居をやるので練習と打合せ、上手くやれるか心配です。女性部会副会長の開会あいさつでいよいよ始まりました。

まず税務署の松本さんが皆に問い合わせます。税

金とは何だろうかと。税務署・消防署・警察署・学校や病院等の写真を見せ、これらが税金で作られていて「公共施設」といい、税務署とは税金を集めの所で、集められた税金で施設を造り、私達が生活していく為に使われていれば税金とは会費のようなものであると説明していました。

次は紙芝居です。ゲゲゲの鬼太郎を主人公に、水の大切さとそれを守る為に税金が使われている事を18場面で描いたものです。子供達の真剣な眼が印象的でした。紙芝居を見た後この内容についての3択クイズが松本さんにより始まりました。ほとんどの子供が松本さんとのジャンケンに勝ちます。紙芝居をよく見ていましたね。しかし紙芝居の内容に関係のないクイズでは負ける子供が続出、最後まで負けなかった子供は1人だけでした。この子には山下会長から金メダルが贈られ、大喜びをしていました。

今回は1時間程でしたが子供達にあきられる事なく最後まで真剣に見てもらえ、良かったと思います。



東支部合同

税務研修会及び意見交換会（12月8日(月)）



平成21年度第2回目となる東支部合同の税務研修会をカメリアホールにて開催しました。第1部では川崎南税務署より三村副署長を講師にお迎えして「税務調査と査察

調査」研修会を開催しました。第2部では岩井田第1統括官、大木第5統括官、名倉第1上席国税調査官にも出席頂き参加者26名の会員の皆様と意見交換会を行いました。

法人税確定申告書の書き方研修会

(1月18日(月)～22日(金) 5日間)



川崎信用金庫本店会議室において法人税確定申告書の書き方研修会を開催いたしました。講師には川崎南税務署法人課税第1部門名倉上席国税調査官を迎え22名の参加

者が熱心に申告書の書き方について勉強いたしました。

源泉部会

研修会（1月26日(火)）



川崎市教育文化会館会議室に於いて定例の源泉部会研修会を開催いたしました。今回は社会保険労務士の佐野好夫先生を講師に迎え、テーマは

「セクハラ・パワハラ」についての研修会でした。

この研修会は源泉部会に入会されている方々を対象に税務署の源泉担当官や外部講師を招いて年9回、1回2時間の研修を開催しております。会費は無料ですので入会をご希望の方は法人会事務局までご連絡下さい。

青年部会

平成22年新年賀詞交歓会（1月26日(火)）

平成22年の青年部会賀詞交歓会がカメリアホールに於いて開催されました。税務署より菅沼署長、

三村副署長、岩井田第1部門統括官、名倉第1部門上席国税調査官、本部より山下会長を始め副会長、委員長のご臨席をいただきました。鈴木副部会長の司会進行で、増田部会長のあいさつ、山下会長のあいさつの後、菅沼署長よりご祝辞をいただきました。また、名倉上席の研修会、その後懇親会が行われました。



平成21年度 第3回理事会

(2月25日(木))



川崎信用金庫本店会議室に於いて開催した。

税務署からは三村副署長以下、岩井田法人課税第1統括官、名倉法人課税第1上席国税調査官が出席され、山下会長、三村副署長のあいさつの後、山下会長が議長になり議案審議に入った。

議事は、
第1号議案 暫定予算承認の件
第2号議案 公益法人特別準備委員会(案)発足の件
第3号議案 各委員会・部会事業報告

満場一致で承認された。

女性部会

年度末研修会及び意見交換会（3月19日(金)）



3月19日(金)、コミュニケーションハウス「さくら」にて研修会を開催した。第1部は川崎南税務署の名倉上席による「平成22年度税制改正について」、また第2部では法人会顧問弁護士渡部英明先生に「消費者問題」と題しての講演、第3部は川崎幸病院 外科医長高橋保正先生に「乳ガンは痛いの？ こわいの？、さびしいの？」と題して講演会を開催、特に部会員の皆様は真剣に耳を傾けられていきました。



左：白煙を上げる大涌谷。活発な火山活動を続いている。ガス濃度によっては立ち入り禁止の場合も。右上：大涌谷からの富士山。山頂には白冠。晴天の日には御覧の通りの眺望が。右中：大涌谷名物「黒たまご」。1つで7年、2つで14年の延命長寿。右下：仙石原温泉「南浦園」。露天に大涌谷の硫黄泉を引く。混ぜもの無し、源泉掛け流し100%の名湯。お問い合わせは、「南浦園」 ☎0460-84-8591。

箱根（神奈川県）

「天下の険」も、いまむかし —黒たまごと乳白色の温泉で延命長寿—



山頂付近の駐車場から降りた瞬間、鼻を突く硫黄の香り。思わず振り返ると、箱根の最高峰「神山」が目前に。山麓にはあちこちから、もうもうたる白煙が。山道を登ること十数分、いつしか硫黄の臭いにも馴れた頃、中腹の茶屋に到着。上がった息を落ち着かせつつ、再び振り返ると、そこには広がる大パノラマ。ぐるりと箱根外輪山の山並み、黄金に輝く仙石原。彼方には神々しいまでの威容を見せる富士山が。雲一つ無い青空に白冠をいただくその雄姿は、まさに靈峰の名にふさわしいものです。これこそ日本の原風景。

ここ箱根は、富士箱根伊豆国立公園の中央に位置し、山海の豊富な自然、歴史ある史跡建造物、美術館などの観光施設、温泉やグルメにも恵まれた、関東有数の観光地として知られています。



文・撮影：成瀬大志 <http://minkara.carview.co.jp/userid/209355/blog/> 構成：(株)アサヒプリンティング ☎044-742-8812

今回訪れた大涌谷は、3000年前に箱根火山が起こした、最後の大水蒸気爆発の名残。今でも噴煙立ち上る、箱根でも代表的な観光スポットです。この日も賑わう茶屋で購入したのは、大涌谷名物の「黒たまご」。80度に達する火口の酸性熱泥を利用して作られています。泥の酸性との化学反応で、外見はその名通り真っ黒。しかし中身は綺麗なゆで卵。1個食べると7年、2個で14年の延命長寿の効能もあるとか。しっかり二ついただいてしました。

そして、箱根と言えば温泉です。小涌園ユネッサンのような大規模温泉テーマパークから、小さな隠し湯まで、湯質も規模も千差万別。この日は仙石原温泉にある、日帰り温泉施設「南浦園（なんぽうえん）」にお邪魔してみました。大涌谷からの硫黄泉（白濁湯）と仙石原の弱酸石膏泉（透明泉）両方が引かれています。

オススメはもちろん露天風呂。乳白色の硫黄泉は、たまたま湯の花が両手で掬えるほど。さすがは加温・加水・循環なしの100%源泉掛け流し。効能満点雰囲気満点、お肌もつるつる、身体も良一く温まります。日本庭園を眺めつつ、のんびりとつかっていると、浮き世の疲れもいつしか消えて…

これから季節、湯上がりには是非お蕎麦を。豊富な湧き水、澄んだ空気に恵まれた、箱根ならではのお味。つるっとたぐれば、もう言うことなしです。

税理士の代理送信による電子申告(e-Tax)の利用について

社団法人 川崎南法人会

会員の皆様方には、平素から法人会活動に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、国税庁が電子政府の実現の一環として推進している「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」の普及拡大に全面的に協力しております。

会員の皆様方には、インターネットを利用して申告や納税の手続ができるなど納税環境の利便性を実感していただくとともに、税務行政事務の効率化への協力のために、是非ともe-Taxの利用を始めていただきますようお願い申し上げます。

なお、e-Taxを利用して申告するには、会員皆様のパソコンから利用していただくこともできますが、「申告は税理士に任せている」「パソコンが苦手」等とお考えの方もいらっしゃいます。

そこで、**御社の代わりに税理士が代理送信する方法**がありますので、是非とも、法人税、消費税、源泉所得税及び法定調書等の申告等の際には、御社の顧問税理士に「e-Tax」での申告をお願いして頂きたいと存じます。

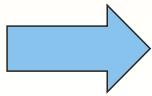
(「代理送信」とは、税理士が納税者に代わって電子申告することをいいます。)

税理士に代理送信を依頼すると?

- ◆ 納税者本人の住基カードなどの電子証明書を取得する必要がありません。
- ◆ 従来と同様に申告書作成に係る会社の手間はかかりません。
- ◆ 税理士が御社の申告書データを送信した場合には、御社及び税理士の双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、御社の送信した申告書データを確認できるので安心です。



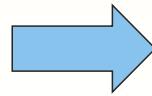
納税者



依頼



税理士



代理送信



【お問い合わせ】(社)川崎南法人会事務局 ☎ 044-233-4852

ひとくさ

南法人会 一口コラム



先日、地元「ミューザ川崎シンフォニーホール」で催された「オーケストラで楽しむ映画音楽」に行き、名曲のヒットパレードで大変楽しい、ひとときを過ごしました（結構テレビCMで現在も使われているんですね）、中はとても広く4階席まで満席状態。やがて前半が終了し、合間の休憩時間にチヨットした事件がありました、ほぼ全員が自分の席に戻り、静まり返った場内で只一人、かなり年配の女性が右へ行ったり、左へ行ったり「あっ！迷子だ・・」自分の席が分からない、その目立つ事、目立つ事、すぐに係の方が駆け付け、二人で必死の席探し・・迫る演奏時間・・あせる二人・・それを見守る全観客、なかなか見つからない、やがて諦めたのか出口に向かったその時、反対方向から連れの主人（？）が大きく手を挙げ小走りに駆け寄り、やっと元の席に戻り一件落着、ほっと胸を撫で下ろす観衆（？）、この間、約3~4分の出来事でしたが、まるで寸劇を楽しむ心境でした・・。ただっ広い駐車場で自分の車に戻れず迷子経験をお持ちの方も中には、おいでかと思いますが・・・まずは観客がいなくて良かったです。

(文責：株アサヒプリントイング 谷口)

県税－納税の方法



Q1 納税通知書が送られてきたのですが、どこで納めればよいのですか？

A1 次の場所で納めることができます。
県税事務所及び自動車税管理事務所

取扱金融機関等／コンビニエンスストア

対象税目は自動車税で、バーコード納付書が必要になります。

現金書留による送金もできます。

現金書留に現金・納税通知書・切手を貼った返信用封筒・連絡先の電話番号を記載したメモを同封し、納税通知書に記載された県税事務所又は自動車税管理事務所宛にお送り下さい。この他、便利な「口座振替（自動払込み）による納税制度」があります。

Q2 税金を納めたのに、催促の文書が届きましたが？

A2 税金を銀行や郵便局などの窓口で納めていただいた場合、その金融機関から県に収納の連絡がありますが、それには一定の日数がかかります。

したがいまして、お納めになった日から2週間ほどの間には、行き違いで催促の文書が届くことがあります、このような事情をご理解いただきご容赦ください。

なお、2週間を超える日数を経過しているにもかかわらず催促の文書が届いた場合は、誤納付となっている可能性がありますので、お納めの際の領収証書をお手元にご用意のうえ、担当の県税事務所または自動車税管理事務所までお問い合わせ下さい。

Q3 税金を納めないとどうなるのですか？

A3 納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、次の割合で計算された延滞金

が加算されます。

- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は、年4.3%（この割合は平成22年中の期間に適用されるもので、各年中の期間に適用される割合は前年11月末日現在の基準割引率によって異なります。）

- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納税の日までの期間は、年14.6%

また、県税事務所からは文書や電話で納税の催促をいたしますが、それでも納めていただけない場合、財産（預金・給料・売掛金・不動産など）の差押えなど、やむを得ず滞納処分を行うことになります。

Q4 納期限までには納められませんが、どうしたらよいでしょうか？

A4 税金は納期限までに納めていただくものですが、やむを得ない理由があるときは、納税の猶予制度がありますので、お早めに担当の県税事務所までご相談下さい。

Q5 納期限を過ぎてしまったのですが、手元にある納付書で納められますか？

A5 納期限を過ぎてしまった場合は、延滞金が加算されることがあり、この場合には、お手元の納付書では納付額が不足します。延滞金の額が不明なときは県税事務所まで確認してください。

Q6 県税の還付金は、どのようにして受け取ればよいのですか？

A6 還付金の受取りの方法は、還付される県税を納税したときの方法（現金納付又は口座振替など）や、お住まいの地域が県内であるか県外であるかなどによって異なります。

Q7 納めに行くのが大変なので、銀行口座から自動引き落としにできませんか？

A7 個人事業税と自動車税については、自動引き落としにより納税することができます。大変便利で、手続きも簡単ですので、ぜひご利用ください。

Q8 納税証明書が必要なのですが、どうしたらよいですか？

A8 県税の納税証明書は、県税事務所（自動車税管理事務所では自動車税のみの取扱いとなります。）で交付しています。

最寄りの県税事務所または自動車税管理事務所までご請求ください。

お 知 ら せ

▶会費の自動引き落としのお知らせ◀

当会会費の口座自動振替契約をされている方は、平成22年度上期分（平成22年4月～9月）の会費をご指定の金融機関から引き落としさせていただきます。

※6月7日引落

三井住友銀行・横浜銀行・りそな銀行・みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行・さわやか信用金庫・静岡中央銀行

※6月14日引落

川崎信用金庫・芝信用金庫

※自動引落は通帳の摘要欄に印字されますので領収証の発行は省略させていただきます。予めご了承くださいますようお願いいたします。

法人会会費の口座振替に ご協力下さい。

法人会会費は会員皆様の取引金融機関の預金口座から自動振替させていただけますようご協力を

お願いいたします。口座振替ご希望の方は必要書類を郵送させていただきますので法人会事務局までご連絡下さい。

電話：044-233-4852

FAX：044-245-0023

▶青年部会 会員募集!◀

48歳までの若き経営者の皆さん、
一緒に活動しませんか？

青年部会は、会員企業の経営者及び法人会役員の後継者等の育成の場であるとともに、会推進活動の担い手としての役割が期待される会です。青年部会の目的は「研修会、親睦交流等を通じて次代を担う経営者としての資質向上を図り、法人会の事業活動に積極的に参画し、会活動の充実と活性化に寄与する」とされています。青年部会を通じて若き経営者の皆さんと情報交換しませんか？

●青年部会 年会費1,000円

入会の申し込み、お問合わせは…

044-233-4852 事務局まで。

会員登録変更通知 (コピーして変更箇所のみご記入の上、FAXか郵送にてご連絡下さい。)

会社名

住 所

Tel

変 更 後	法人名	
	住 所	
	電 話	
	FAX	
	代表者	
	その他	

これからの事業予定

5月

5月 7日(金) 11:00～	中央支部合同支部総会	カメリアホール
5月 7日(金) 18:00～	幸第4支部総会	山崎町内会館
5月11日(火) 11:00～	広報委員会	川崎信用金庫
5月11日(火) 13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署5階会議室
5月11日(火) 17:00～	青年部会第29回通常総会	カメリアホール
5月12日(水)	日帰りバス研修旅行	ペリー記念館と油壺マリンパーク
5月13日(木) 13:30～	新設法人説明会	川崎南税務署5階会議室
5月13日(木) 16:00～	源泉部会総会	カメリアホール
5月17日(月) 16:00～	女性部会第32回通常総会	カメリアホール
5月18日(火) 14:00～	源泉部会研修会	川崎南税務署5階会議室
5月21日(金) 18:00～	初級簿記講習会（10日間）	コミュニティーハウスさくら
5月24日(月) 14:30～	第43回通常総会	川崎日航ホテル

6月

6月 4日(金) 17:00～	経営者大型保障制度推進会議	川崎グランドホテル
6月 8日(火) 13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署5階会議室

7月

7月 2日(金) 13:30～	決算法人説明会	川崎南税務署5階会議室
7月 6日(火) 13:30～	救急救命講習会	川崎消防署
7月 6日(火) 18:00～	実務経理セミナー（10日間）	コミュニティーハウスさくら
7月 7日(水) 17:00～	広報委員会	カメリアホール
7月 8日(木) 13:30～	救急救命講習会	川崎消防署
7月22日(木) 13:30～	新設法人説明会	川崎南税務署5階会議室

新入会員のご紹介

(平成21年12月1日～平成22年2月28日)

支部名	法 人 名	代 表 者	所 在 地	業 種	紹 介 者
中央	(株) K N S	金 紅道	東田町3-21-1階	飲 食 店	(有) 博 文 堂
中央	(有) 南 三 和	山本 一明	砂子2-5-19-1階	飲 食 店	(株)オリエンタル
中央	(有)アーバンクラフト	清水 満	砂子2-8-1-2階	建 物 管 理 業	TMCシステム(株)
南	(株) 三 浦 工 業	野々山 清	田島町20-9	左 官 業	(株)川崎保険センター
東	(有) 算 輪 製 作 所	波多 邦彦	塩浜1-2-14	金 属 機 械 加 工	(株)ナカコウジ
東	(株) 安 部 彦	安部 勝也	藤崎4-3-3	機械工具、パイプ継手類小売	(株)オリエンタル
東	(有) 昇 立 精 機	山本 昇	田町1-7-3	製造業(機械部品加工)	(株)青工社
幸	(有) 福 島 商 事	福島 延佳	中幸町4-51	飲 食 業	丸 和 電 気 (有)
幸	(有) 尊 昌 商 事	中川 昌子	大宮町26-3-3-1703	不 動 産 管 理 業	大同生命保険(株)

● 税務無料相談 ●

相 談 日

毎週火曜日 午後1時～3時

5月の相談日／11日(火)、18日(火)、25日(火)

6月の相談日／1日(火)、8日(火)、15日(火)、22日(火)、29日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡下さい。

場 所

社団法人 川崎南法人会事務局 ☎ 044-233-4852
川崎区宮前町 8-15 パールビル 3F (宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

毎月第2・4火曜日 午後1時～3時

(お気軽にご相談ください)

場 所

横浜総合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡下さい。
(☎ 044-233-4852)